

2016
02
February



CLIENT

H28.02.05 No.293



明日へのヒント

- ・従業員のモチベーション向上対策 ②

P1・2

弊法人からのご連絡事項

- ・配偶者等の確定申告

P5

やさしい相続

- ・遺産分割対策を考える ①
～財産一覧を作成しよう～

P6

P3・4

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

- ・スタッフに長く勤めてもらうには？

P7

同封物

- 緑の小封筒



税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 医療事業部

病院に比べて従業員数の少ない歯科医院が存続・発展するためには、従業員のモチベーションを高く保ち、スキルやコミュニケーション力を向上させることが必要不可欠です。今月号では前月号に引き続き、従業員のモチベーション向上対策について考えます。

■身近な従業員のモチベーションについて、振り返ってみましょう

先生方の歯科医院において、従業員はしっかりとモチベーションを保ちながら業務ができますでしょうか？

「ウチは、やる気のある従業員が多い」という方もいれば、「モチベーションが下がっている従業員が何人かいる」という方もいると思います。ここで、どのような職場環境の場合に、従業員はモチベーションを高く保つことができるのかを思い浮かべてみましょう。

例えば、

「仕事に対して喜びややりがいを感じている」
…現在における『満足』がある

「院長・上司からしっかりと評価されている」
…将来に向けた『安心』がある

などが挙げられます。



■従業員のモチベーションと5つのキーワード

従業員のモチベーションは、次の5つのキーワードで整理することができます。

『満足』～変化を楽しむ～

(1)自己実現

【自分】自己の成長と変化を実感できる

医療機関従事者は、一般に高い向上意識を持って業務にあたっています。自分が成長し、進歩しているという実感は、従業員のモチベーションを高めることにつながります。

(2)新鮮さ

【周囲・環境】ルーティン化した業務のみならず、新たな業務にチャレンジできる

担当業務の変更や部署配置換え等の環境変化により、従業員に刺激を与え、業務に取り組む意欲を向上させましょう。

『安心』～評価される喜び～

(3)理解・感謝

【過去】自分が成し遂げたことが理解・感謝されると自信につながる

過去に自分が実践したものに対する評価は、本人も受け入れやすく、時間や労力を費やしたものほど、その喜びも大きくなります。

(4)信頼

【現在】業務を任せることは信頼の表れとして、従業員に喜びをもたらす

従業員は裁量権を与えられ、業務を任せられることで、現在の自分の存在を評価してくれていると実感できます。

(5)期待

【将来】未経験の業務を担当させることは、将来の自分への期待だと感じる

従業員は、未経験の業務を任され、将来の自分を評価してくれていると感じるでしょう。また、意見を求めたり、相談を持ちかけることも有効です。

ここで注意しなければならないのは、人によってモチベーションの保持・向上のポイントが異なることです。そのため、院長や上司は、従業員一人ひとりに合わせた対応が必要となります。

■従業員のモチベーションを高めるために、今日からできることは？

すぐに実践できるものとして、「従業員の性格や業務をしっかりと理解し、日々感謝の気持ちを伝えること」が挙げられます。具体的には、以下ののような言葉を、院長や上司から従業員にかけることは効果的だと考えられます。

◇院長や上司からの言葉で効果的なもの

- ・「よく頑張ってやってくれたね、ありがとう」
- ・「○○さんのおかげで、全体の業務の改善につながりました」

このような言葉をかけることで、従業員は、『満足』を感じながら、『安心』して業務に邁進することができるようになります。

また、日常業務のなかで、「ありがとう」という言葉が行き交う歯科医院であれば、働く人同士の信頼関係も強いはずです。まずは、院長や上司から、「ありがとう」の言葉を伝えてみることを始めてみませんか？



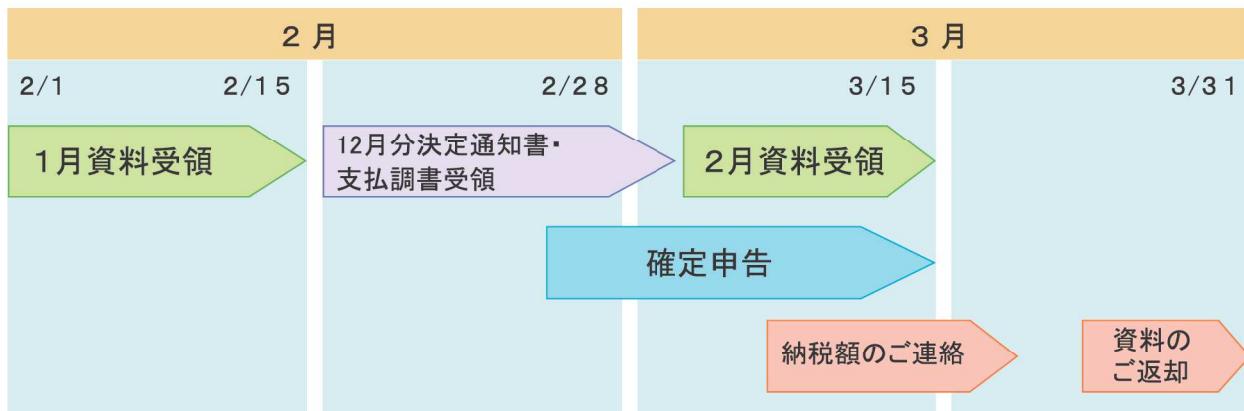
人事労務に関してのご質問は、お気軽にお問い合わせください。
社会保険労務士法人コーポレート・アドバイザーズ

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

院長の確定申告

スケジュール

平成27年度の確定申告(平成28年3月15日提出期限)のスケジュールは下記のようになります。
資料等をお送りいただくことが多くなりますが、ご対応くださいますようお願いいたします。



平成27年所得税・消費税

項目	内 容	期 限 等
確定申告	<p>※ 前年電子申告の場合は、用紙は送られてきませんので不要です。</p> <p>譲渡所得等がある方には、1月中に税務署より、確定申告の用紙が送られてくる場合があります。</p> <p>確定申告の用紙が入っている封筒ごと、中身の説明書等を捨てないで、そのまま弊法人へ【緑の封筒】でお送りください。</p>	2月中旬
確定申告書への署名・押印	確定申告は、原則として電子申告とさせていただきます。 署名・押印は、弊法人の税理士電子証明書を使用するため省略となります。	
申告納税額の連絡	納税額の連絡は郵便等でお送りいたします。	3月中旬
所得税の納付	<p>すべて自動振替納税をお願いしています。 銀行預金からの自動振替納税日は、4月20日(水)です。</p> <p>●新規開業の場合は、別途ご連絡いたします。</p> <p>●やむを得ず現金納付を希望される場合には、納付額をご連絡いたします。現金納付の納付期限は、平成28年3月15日(火)です。</p> <p>●消費税の振替納税日は、4月25日(月)です。</p>	
確定申告書の内容説明	3月25日(金)以前に、確定申告書の内容についてのご説明にお伺いすることはできませんので、ご了承ください。	3月下旬より

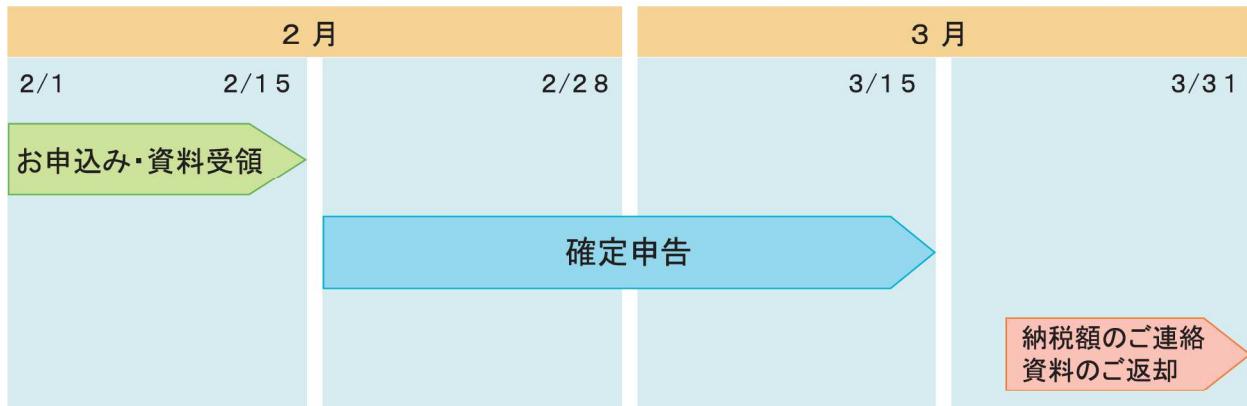
次頁へ

平成27年所得税・消費税

項目	内 容	期 限 等
確定申告 内容の訂正	<p>申告期限(平成27年分は、平成28年3月15日)前であれば、訂正ができますので、お気付きの点は、電話、FAX、Eメール等でお知らせください。</p> <p>①期限後であっても、誤りの訂正是できますので、必ずお知らせください。期限後の訂正是、原則としてペナルティが課されます。弊法人の責に帰す場合には、損害賠償保険の対象となることがありますので必ずご連絡をお願いします。</p> <p>②申告の訂正には、税金が減額されるものと増額されるものとがあります。いずれの場合でも、お気付き又は疑問の点はお知らせください。</p>	随時 減額の場合は 期限あり
資料の返却	<p>お預かりした領収書、確定申告書等は、3月25日～3月31日までにダンボール箱でお送りさせていただきます。</p> <p>●保育園に確定申告書の写しを提出する場合は、弊法人より直送しますので、その旨を担当宛にお知らせください。</p>	3月下旬
質問等	<p>確定申告に対する質問、疑問については、電話、FAX、Eメール、又は郵送によりお受けいたしております。</p> <p>平成28年2月8日～3月10日(日曜を除く) 電話 9:00～18:00</p>	FAX及び Eメールは 24時間対応
確定申告 の費用	<p>個人の医院</p> <p>①3月分の月次報酬と同時に、決算・確定申告料の一部12万円(新規開業等一部の方を除く)を三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p> <p>②上記①を控除した決算・確定申告手数料の残額を、4月分の月次報酬と同時に、三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p> <p>配偶者・両親等の申告 → 費用は5ページ</p> <p>実費を負担していただき、三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p> <p>法人の医院</p> <p>理事長等の確定申告書作成料については、法人の4月分の月次報酬と同時に、三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p>	

配偶者等の確定申告に関する費用を一覧にしました。ご不明の点は、担当者宛にお知らせください。

■申告までの流れ



■配偶者の確定申告に関する費用一覧

(別途、消費税がかかります。)

	確定申告に関する費用	配偶者・生計を一にしている親族	生計を一にしていない親族
給与所得のみ ※ 住宅取得関係	2か所まで 3か所以上1か所増すごとに	5,000円 1,000円	8,000円 1,000円
	所得控除 寄附金1か所ごとに	500円	500円
	医療費控除 領収書30枚以上は1枚ごと	2,000円 50円	2,000円 50円
	扶養・障害者控除	無料	無料
	社会保険料控除	無料	無料
	生命保険料控除	無料	無料
	地震保険料控除	無料	無料
	小規模共済控除	無料	無料
	雑損控除	別途有料	別途お見積り
	不動産所得等	業務案内	お見積り
譲渡所得等		業務案内	お見積り

※ 住宅借入金等特別控除

初年度 7,000円
2年目以降 1,000円

配偶者・生計を一にしている親族	院長の口座より振替
その他	直接請求によるお振込

院長が損失申告・その他申告状況により、専従者が還付申告をする場合

専従者の給与所得のみの場合 3,000円

ご不明点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873 医療事業部 倉島 恵子



約1年前の平成27年1月1日より相続税が改正されましたが、相続対策は大きく分けると、「遺産分割対策」「納税資金対策」「節税対策」の3つに分類できます。今回は、遺産分割対策の最初のステップとして、財産一覧について説明します。現状が分からることには、次の手が打てません。財産一覧を作成することで、どのように財産を分けるかを検討できるようになります。

■なぜ遺産分割争いが増加傾向にあるのか？～親からの相続財産は、現役世代には大きな資産か～

総務省が発表した「家計調査報告（貯蓄・負債編）」によると、下図の通り、世帯年齢が高くなると、保有する資産も増える傾向にあります。

一方、現役世代の給与の平均は415万円（国税庁・「平成26年分民間給与実態統計調査」より）です。現役世代は、増え続ける社会保障費を払い、また住宅ローンや教育費等も捻出しなければなりません。こうした背景から、親から相続する財産は、現役世代にとって大きな資産となる可能性があります。そのため、遺産相続争いが、裁判にまで発展する事例も増加傾向となっています。



■財産一覧を作成しよう！

遺産分割は、単に財産を分けるだけでなく、税制や法律も考慮しないと後々トラブルになる恐れがあります。円満な相続を迎えるためには、親が元気な時から子供も交えて率直に話し合う必要があるでしょう。さらに、税制等の知識も身につけていただければ、親子一丸となって対策を練ることもできます。

下記は簡単な財産一覧を書き出すフォーマットです。家族で集まる機会に、基本的な部分だけでも作成してみてはいかがでしょうか？財産一覧をもとに、だれにどの財産を分けるかを検討することが可能となります。

■ 預貯金						
金融機関名	支店名	口座種類	口座番号	評価額(円)	メモ	

■ 土地					
地目	場所	土地の面積(m ²)	所有する評価額(円)	メモ	

■ 生命保険						
保険会社名	商品名	契約者	被保険者	受取人	金額(円)	メモ

◇下記がある場合、注意が必要になります。

- ・国外に所有している不動産
- ・国外の証券会社で運用している株式
- ・未上場の株式

・名義預金

※名義預金は主に、親が子供名義の口座にお金を振り込み、子供にお金を残そうとするものです。

しかし相続の際に、税務署が贈与を否認するケースもあります。つまり、子供への贈与だと認めないとということです。そうならないためには、預金口座の名義人が通帳や印鑑を管理することが必要です。

遺産分割対策に関するご相談は、弊法人までお気軽にご連絡ください。
税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

お問い合わせ先は **03-3224-2873** 相続事業部

Question

個人歯科医院ですが、従業員が長続きしません。特に歯科衛生士は、毎回1年位で辞めてしまいます。どのように対応すればよいのでしょうか。（東京都）

Answer

院長のライフスタイルに合った雇用条件

■院長のライフスタイル(45歳 男性の場合)を考える

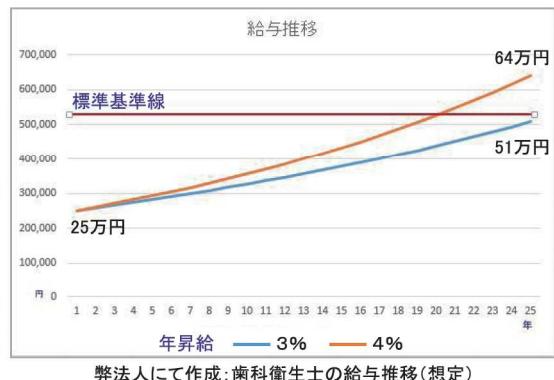
45歳の場合、平成26年の平均余命は36.82年です。つまり、80歳を超える生活設計が必要となります。

70歳まで歯科医院を維持するとなれば、この後25年間続けることになります。後継者がいない場合は、この間で医院の借入をすべて返済し、老後の資金についても設計しなければなりません。

■歯科衛生士の給与推移は？

歯科医院が25年存続すると、今30歳の衛生士は閉院するときには55歳です。生活設計はいろいろですが、55歳で退職する歯科衛生士については、何らかの退職金制度が必要かもしれません。

歯科衛生士の給与が25万円（賞与なし）でスタートした場合、25年後は昇給率が3%で月給51万円、4%で月給64万円になります。年棒換算すると612万円、768万円です。ここ20年ほどの消費者物価指数の推移がかなり安定していることから、ある程度生活できる水準の給与推移であると言える計算結果です。



■歯科衛生士の基準給与から考える

予防歯科を担当する歯科衛生士の給与基準は賞与なしで計算します。

一般的な歯科医院では、医業収入に対する人件費率が20%、医業原価率（外注技工料+医薬消耗品）が18%くらいです。歯科衛生士の場合、医業原価率が3～5%程度であり、15%程度の削減が可能です。人件費としては20%+削減した15%=35%までアップできます。中堅クラスの歯科衛生士の医業収入目標は、月額150万円ですから150万円×35%=52.5万円となり、十分支払える金額です。

このように長期計画で考えると、歯科衛生士にはどのような能力が必要で、どうすればよいかも明示できるようになります。

雇用に際しては、医院の目指すべき方向と、数値目標もある程度示す必要があり、長期勤務が可能な者の場合には、医院の経営を共有する感覚も院長に必要になります。少人数での経営の場合、単に上下関係だけでは長期雇用の維持は難しいとお考えください。

歯科医院の経営に関するご相談も承ります。どうぞお問い合わせください。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

お問い合わせ先は **047-326-5111** 医療事業部 税理士 谷 信洋



Corporate Advisers

▼東京本社▼

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12 NBF 赤坂山王スクエア 2F
TEL : 03-3224-2870 FAX : 03-3224-2877

CLIENT2016年 293号

■発行日：2016年2月5日
■発行元：税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 医療事業部
■URL：<http://www.co-ad-shinjuku.com>, <http://www.ca-medical.jp>
■お問い合わせ先：**03-3224-2873**



◇国内◇ 東京 / 大阪 / 横浜 / 千葉

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

社会保険労務士法人コーポレート・アドバイザーズ

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A